

IFRS に関する北米調査出張(米国) 調査報告書概要

I. 米国の会計基準・開示制度

- 米国では、上場企業に連結財務諸表の作成・開示が求められており、米国基準が適用されている。
- 外国企業は、IFRS の任意適用が可能となっている。外国企業は、従来、米国基準以外の会計基準により財務諸表を作成した場合には、差異（調整表）を開示することが求められていたが、2007 年から、IASB の公表した IFRS であれば、当該差異開示が不要となっている。

II. 国際会計基準（IFRS）への対応

（IFRS の導入に関する議論）

- SEC ロードマップ（2008 年 11 月）では、米国内企業に対する IFRS の任意適用及び段階的な IFRS の強制適用（adoption）に関する工程表が公表された。
- SEC の作業計画（2010 年 2 月）では、ロードマップ案に示された時期での早期任意適用を行わないことや、IFRS の取り込み方について、従来使用していた adoption という表現でなく、incorporation という用語を使用する等の変更が行われた。
- SEC スタッフペーパー（2011 年 5 月）では、米国基準を維持しつつ、5 年から 7 年かけて、米国基準に IFRS を取り込んでいくアプローチ（いわゆるコンドースメント・アプローチ）が公表された。
- SEC のスタッフからは、このアプローチは、従来のコンバージェンスとは異なるものであり、短期的には解決できない論点について除外・修正することはあるものの、時間をかけて、IASB が公表する新しい基準は順次エンドースし、既存の差異のある基準については米国基準に IFRS を取り込んでいくものである、との説明が行われた。
- 作成者、監査人、会計基準設定主体等の関係者からは、「米国基準」を維持することや十分な移行期間を検討している点を支持する意見が聞かれた。

（注）SEC のシャピロ委員長は、2012 年 1 月に、①米国での IFRS 適用に関しては、今後数ヶ月で決定されるであろう、②IASB の独立性や基準の品質と執行可能性も含め、最終決定までに越えなければいけないハードルがいくつかある、とのコメントをしている。

（コスト・ベネフィット）

- IFRS 導入のベネフィットとして、以下の指摘があった。

- ・ 国際的に展開する企業においては、他国の競合他社との間で比較可能性が高まる。
- IFRS 導入のコストとして、以下の指摘があった。
- ・ 国際的に競合していない企業、国際的な資金調達ニーズのない企業は、導入メリットがなく、導入に伴う移行コストのみが生じる。
- (注) IFRS 導入は、未だ決定されていないため、具体的な分析が進んでいないという意見もあった。

(原則主義の影響)

○原則主義に関して、以下の意見が聞かれた。

- ・ IFRS の適用にあたって、解釈の幅が広すぎたり、選択できる処理が多数である場合には、一貫した執行がないと実質的な比較可能性が損なわれる可能性がある。
- ・ 監査法人の解釈が経営者の合理的と考える会計処理と同じ結論に到達しない可能性がある。
- ・ 訴訟の多い米国では、訴訟の可能性を指摘する意見が聞かれた。他方で、細則主義であっても訴訟リスクはあるとの指摘も聞かれた。

○原則主義の懸念への対応として、ほとんどの関係者が IFRS を導入する場合にはガイダンスが必要であると指摘していた。

○訴訟の多い米国では、明瞭な定量基準による会計基準の適用が経営者を訴訟から保護するセーフハーバーとして機能しているとの指摘や IFRS が財務諸表注記として求める将来予測開示と実績との違いを原因とした訴訟から経営者を保護するセーフハーバールールを求める声がある。この点について SEC は、セーフハーバールールを設けることに否定的な見解を示していた。

○米国では、IFRS の教育が進んでおらず、IFRS 導入が決定された場合には十分な教育が必要との意見も聞かれた。

(会社法・税法への影響)

○米国の多くの州の会社法には、財務諸表の作成基準に関する規定は存在せず、また、配当規制も米国基準に基づいて作成された財務諸表を前提とした規制にはなっていないため、仮に IFRS を導入したとしても、会社法に関する影響は限定的と考えられる。

○米国における財務会計と課税所得計算は基本的に分離しており、利益計算もそれぞれ別に行われているため、IFRS 導入による税務への影響は限定的であると考えられる。ただし、例えば後入先出法 (LIFO) などの例外的事例においては、現行の会計上の処理が税務上の前提となっており、IFRS の導入にあたり影響が大きい。

(規制環境、契約環境等への影響)

○IFRS には、現行の米国基準に対応するような、特定の規制業種に特化した会計基準がないため、IFRS がこれに関する基準を作らない限り、米国基準を使い続ける必要が生じること等を指摘する意見が聞かれた。

- 各種契約や法律には「米国基準」という用語が使われている例が多く、「米国基準」を存続させる仕組みにしておかない限り、膨大な契約・法律の変更の必要性が生じてしまう、との意見が聞かれた。

Ⅲ. 経済活動と会計のあり方

(当期利益の位置付け、リサイクリング、公正価値会計)

- 企業や基準設定主体からは、IFRS には当期利益を含めた利益の明確な定義がないという問題点や、当期利益の概念が統一されることの重要性を指摘する意見が聞かれた。他方、投資家からは、包括利益の重要性に関する指摘も聞かれた。
- 多くの関係者がリサイクリングの必要性を指摘する一方、投資家からは、リサイクリングは不要である等の指摘も聞かれた。
- 投資家からは公正価値会計を支持する意見が聞かれた一方、企業や基準設定主体からは、例えば事業用不動産の評価に関し、再評価モデルを選択肢として利用することについて消極的な意見が聞かれた。

Ⅳ. 会計基準設定主体のあり方

- 民間会計関係者で構成される FASB(財務会計基準審議会) が会計基準を策定している。SEC は、新基準が作成される毎に承認するという形式は取らないが、個別の基準を規則等により停止する権限を有している。
- FASB 及び FAF は、SEC へのレター等において、以下のように述べている。
 - ・ 単一の国際会計基準を目指すことは大事だが、近い将来の現実的な目標は、比較可能性の高い(しかし必ずしも同一である必要はない)共通の国際会計基準に基づく会計基準を先進国の資本市場で確立すること。
 - ・ FASB は、米国内で IASB の公表する基準を承認(エンドース)するために最もふさわしい立場であるため、IASB のアジェンダ設定から、最終基準化及び米国でのエンドースに至るまでの全てのプロセスに関与すべきと考えている。その際には IASB だけでなく、他の基準設定主体とも対話を継続し、IASB について意見発信をしていくことになる。
 - ・ 米国基準に IFRS を取り込むことへのコミットメントにもよるが、FASB は、独立した基準設定権限を維持しうる。これは、米国資本市場にとって重要なプロジェクトが IASB のテクニカルアジェンダに載っていない場合や、国際的なガイダンスが適時に公表されない場合、米国における投資家保護を達成できうる詳細なガイダンスが提供されない場合等を含む。